

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税額等加算税賦課決定処分取消請求事件  
国側当事者・国(東税務署長)  
令和元年8月9日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	足立 政孝
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	東税務署長 木匠 正
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 東税務署長が平成28年6月27日付けで原告に対してした平成25年5月1日から平成26年4月30日まで及び同年5月1日から平成27年4月30日までの各事業年度に係る法人税の各重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 東税務署長が平成28年6月27日付けで原告に対してした平成25年5月1日から平成26年4月30日までの課税事業年度に係る復興特別法人税の重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 東税務署長が平成28年6月27日付けで原告に対してした平成25年5月1日から平成26年4月30日まで及び平成26年5月1日から平成27年4月30日までの各課税期間に係る消費税及び地方消費税の各重加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成25年5月1日～平成26年4月30日の期間(以下、法人税につき「平成26年4月期」と、復興特別法人税につき「平成26年4月課税事業年度」と、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)につき「平成26年4月課税期間」といい、これらを併せて「平成26年4月期」ということがある。他の期間についても同様である。)及び平成26年5月1日～平成27年4月30日の期間(平成27年4月期)に係る法人税、復興特別法人税及び消費税等(ただし、復興特別法人税は平成26年4月課税事業年度のみ)につき、確定申告をしたところ、東税務署長から、原告の関連会社である株式会社B(以下「B社」という。)の従業員(当時)であり原告に派遣されていた乙(以下「乙」という。)がした架空費用計上及び売上過少計上を理由に、前記各期に係る各更正処分及び各重加算税賦課決定

処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）をされたため、本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠（枝番の存するものは特記がない限り全枝番を含む。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告及び原告が属する企業グループの概要

ア 原告は、C社又はB社から購入した医療機器のリース等を業とする株式会社であり、代表取締役である甲（以下「甲」という。）の親族が発行済株式総数の約98%を保有する同族会社（法人税法2条10号所定の同族会社をいう。以下同じ。）であるところ、平成26年4月期及び平成27年4月期において、固有の従業員を有しておらず、B社の従業員が原告に派遣されその事務を兼務していた。（甲8、乙1～3）

イ B社は、医療機器・光学機器の販売等を業とする株式会社であり、その代表取締役である甲、原告及び原告の100%子会社である株式会社D等が発行済株式総数の約72%を保有する同族会社であり、原告及びC株式会社（以下「C社」という。）等を関連会社とする企業グループ（以下「Bグループ」という。）の基幹法人である。（乙4、5）

ウ C社は、理化学機器の販売等を業とする株式会社であり、B社が発行済株式総数の全てを保有する同族会社であり、その代表取締役のうちの1名は甲である。（乙8～10）

また、C社は、平成26年及び平成27年当時、原告から、超低温フリーザーのリースを受けた上、顧客である医療機関等に対し、超低温フリーザーを使用した検体保管サービスを提供していた。そして、原告は、平成26年及び平成27年当時、C社又はB社から、リースに用いる超低温フリーザーを購入していた。

（2）乙の業務内容等

乙は、平成18年12月11日にB社に入社し、平成19年5月頃～平成27年5月頃の間、①原告の業務を兼務し、経理部門の責任者である丙（乙同様、B社から原告に派遣されていた。以下「丙」という。）の下で、経費等の支払依頼書の作成、原告の総勘定元帳（以下「元帳」という。）の記帳及び確定申告手続等の経理業務に従事するとともに、②C社の業務を兼務し、総勘定元帳の記帳、給与・賞与の振込等の経理業務に従事し、C社が給与の振込みに利用するE銀行大阪中央支店のC社名義の預金口座（以下「本件C第1口座」という。）からの給与振込みに関し、給与データの作成等の権限を与えられていた。（甲7、8、乙3、10～15）

（3）平成26年4月期の確定申告に至る経過等

ア 架空減価償却費の計上

（ア）乙は、原告に工具器具備品の購入事実が存しないにもかかわらず、平成26年3月31日付けで、元帳の「工具器具備品」勘定の摘要欄に「超低温フリーザー サンプル用」と記帳して1627万0800円を計上し（以下「本件架空器具備品計上」といい、これにより計上された架空の器具備品を「本件架空器具備品」という。）、同年4月30日付けで、本件架空器具備品に係る減価償却費90万3029円を元帳の「減価償却費」勘定に計上した（以下「本件第1架空減価償却費計上」という。）。（乙16、17）

（イ）乙は、平成26年3月31日頃、同日付けでC社が原告に対して本件架空器具備品

の代金として1627万0800円に消費税等相当額を加えた1708万4340円を請求する旨の架空請求書（以下「本件第1請求書」という。ただし、現存しない。）や当該金額に係る甲宛ての支払依頼書を作成し、丙を経由して甲にこれらを提出して決裁をさせた。前記請求額は、原告の他の経理担当者（乙同様、B社から原告に派遣されている者）により、同日、E銀行大阪中央支店の原告名義の預金口座（以下「本件原告第1口座」という。）からF銀行本郷支店のC社名義の預金口座（以下「本件C第2口座」という。）に振り込まれた。（乙3、12（資料24）、14、15）

イ 確定申告

原告は、本件第1架空減価償却費計上を含む乙が作成した会計データを基に、平成26年4月期の法人税、復興特別法人税及び消費税等の各確定申告書を作成し、法定申告期限までに、東税務署長に提出した。（乙22の1・3・4）

(4) 平成27年4月期の確定申告に至る経過等

ア 架空減価償却費の計上

乙は、平成27年4月30日付けで、本件架空器具備品に係る減価償却費511万7467円を元帳の「減価償却費」勘定に計上した（以下「本件第2架空減価償却費計上」という。）。（乙21）

イ 売上過少計上

(ア) 原告宛ての架空請求

乙は、原告に物品の購入事実が存しないにもかかわらず、C社から原告宛ての次の各架空請求書を作成し（合計額1億2036万2112円）、当該各金額に係る甲宛て各支払依頼書を作成し、順次、丙を経由して甲に決裁をさせた。

a 平成26年8月10日付けで「超低温フリーザー、G」を商品名とする商品17個の代金として4031万0400円に消費税等相当額を加えた4353万5232円を請求する旨記載された請求書（以下「本件第2請求書」という。）

b 平成26年10月頃付けで名称不詳の商品の代金として3841万3440円を請求する旨記載された請求書（以下「本件第3請求書」という。ただし、現存しない。）

c 平成26年11月頃付けで名称不詳の商品の代金として3841万3440円を請求する旨記載された請求書（以下「本件第4請求書」という。ただし、現存しない。）

そして、前記各請求額は、原告の他の経理担当者（B社から原告に派遣されている者）により、本件第2請求書分については平成26年8月27日、本件第3請求書分については同年10月24日、本件第4請求書分については同年12月8日、それぞれ、本件原告第1口座から本件C第1口座に振り込まれた。

（以上につき、甲7、8、乙12（資料6、25、26、35、37））

(イ) 原告に対する売上金の振込み

原告は、リース代金回収受託会社から、平成26年5月20日～同年10月22日の間に、医療機関にリースした医療機器に係るリース料から当該受託会社の手数料を除いたものとして、当時のH銀行大阪支店の原告名義の預金口座（以下「本件原告第2口座」という。）に次の金員（合計7億6476万0372円）の各振込みを受けた。（乙

18、29)

- ① 5月20日 同月分の1億3117万1173円
- ② 6月20日 同月分の1億2982万5790円
- ③ 7月23日 同月分の1億2882万6590円
- ④ 8月20日 同月分の1億2250万3116円
- ⑤ 9月24日 同月分の1億2675万3558円
- ⑥ 10月22日 同月分の1億2568万0145円

(ウ) 原告の売上金の過少計上

乙は、前記(イ)①～⑥の各振込額に関し、次のとおり、その一部のみを元帳に記帳し、前記(イ)の各振込額の合計額(7億6476万0372円)と同記帳額の合計額(6億4439万8260円)との差額1億2036万2112円(本件第2請求書～本件第4請求書に係る架空請求合計額(前記(ア))と一致する。)から当該差額に係る消費税等相当額を除いた1億1144万6379円のリース売上高については元帳に記帳しなかった(以下「本件各売上過少計上」という。)(乙19、20)

a ①について

平成26年5月20日、「リース売上高」勘定に1億0279万2568円、「仮受消費税」勘定に822万3405円(合計1億1101万5973円)

b ②について

平成26年6月20日、「リース売上高」勘定に9548万7110円、「仮受消費税」勘定に763万8968円(合計1億0312万6078円)

c ③について

平成26年7月23日、「リース売上高」勘定に1億0062万1658円、「仮受消費税」勘定に804万9732円(合計1億0867万1390円)

d ④について

平成26年8月20日、「リース売上高」勘定に9696万2145円、「仮受消費税」勘定に775万6971円(合計1億0471万9116円)

e ⑤について

平成26年9月24日、「リース売上高」勘定に1億0089万7739円、「仮受消費税」勘定に807万1819円(合計1億0896万9558円)

f ⑥について

平成26年10月22日、「リース売上高」勘定に9990万3838円、「仮受消費税」勘定に799万2307円(合計1億0789万6145円)

ウ 確定申告

原告は、本件各売上過少計上及び本件第2架空減価償却費計上を含む乙が作成した会計データを基に、平成27年4月期の法人税及び消費税等の各確定申告書を作成し、法定申告期限までに東税務署長に提出した。(乙22の2・5)

(5) 乙の領得

乙は、本件第1請求書～本件第4請求書に基づいて本件C第2口座又は本件C第1口座に振り込まれた金員(前記(3)ア(イ)及び(4)イ(ア))を、これらの口座に係るインターネットバンキングを利用して、乙の預貯金口座に送金するなどして領得した。(乙1

## 2 (被害事実説明書))

### (6) 本件各賦課決定処分及びその後の経過等

ア 東税務署長は、本件第1架空減価償却費計上、本件各売上過少計上及び本件第2架空減価償却費計上の額を、それらが行われた日の属する事業年度の所得金額に加算すべきであるなどとして、平成28年6月27日付けで、原告に対し、別表1～3の各更正処分欄記載の法人税、復興特別法人税及び消費税等に係る各更正処分及び各重加算税賦課決定処分(本件各賦課決定処分)をした。(甲1、乙23)

イ 原告は、前記アの各処分につき、平成28年9月14日付けで再調査の請求をしたが、同年12月12日付けで東税務署長から再調査の請求を棄却する旨の決定を受け、さらに、同月27日付けで審査請求をした(ただし、平成26年4月課税期間及び平成27年4月課税期間の消費税等の各更正処分を除く。)が、平成29年12月1日付けで国税不服審判所長から審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月14日以後に、当該裁決に係る裁決書謄本を受領した。(甲2、乙24～26)

ウ 原告は、平成30年6月11日、本件各賦課決定処分の取消しを求めて、本件訴訟を提起した。

### 2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

別紙2「本件各賦課決定処分の根拠及び適法性」のとおり

### 3 争点

乙が行った①本件第1架空減価償却費計上並びに②本件第2架空減価償却費計上及び本件各売上過少計上が、原告に係る平成26年4月期及び平成27年4月期の法人税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を「隠ぺいし、又は仮装し」た行為(国税通則法68条1項(平成28年法律第15号による改正前のものをいう。以下、同項につき同じ。)所定の行為。以下「隠蔽仮装行為」という。)に該当することは当事者間に争いが無い。

本件における争点は、乙による前記各計上行為(隠蔽仮装行為)を納税者本人である原告の行為と同視し、原告に対して本件各賦課決定処分を行うことができるか否かである。

なお、争点に関する被告の主張が認められた場合の税額算定過程等については、当事者間に争いが無い。

### 4 争点に関する当事者の主張の要旨

#### (1) 争点1 (本件第1架空減価償却費計上を原告の行為と同視することができるか否か)

(被告の主張の要旨)

ア 重加算税は、納税者が過少申告をするにつき隠蔽仮装行為という不正手段を用いていた場合に、悪質な態様による納税義務違反の発生を防止するものであるところ、法人たる納税者にあつては、申告に至るまでに関与する役員や従業員等の第三者について、その雇用契約等の原因関係上の手段を通じて、正しい申告が実現するよう監督すべき義務を負う。

そうすると、当該第三者が隠蔽仮装行為に及んだ結果、納税者本人が、当該第三者が隠蔽仮装行為を行うこと若しくは行ったことを認識したか、又はそれを予想、認識することができ、かつ、法定申告期限までに、隠蔽仮装行為を防止し、若しくは是正するか、又は隠蔽仮装行為に基づく過少申告を防止する措置を講ずることが可能であった場合には、納税者においてこれを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告

がされた以上、当該隠蔽仮装行為を納税者本人の行為と同視することができ、重加算税を賦課することができる」と解される（以上につき、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁（以下「最高裁平成18年判決」という。）参照）。

イ 乙は、原告の経理業務全般及び申告業務を担当しており、Bグループの会社との取引に係る支払依頼書の作成・提出業務を行っていたほか、元帳の記帳業務を一人で行い、確定申告の基となる会計データを作成するという重要な業務に従事するとともに、C社の給与振込業務等も担当しており、インターネットバンキングを利用して、本件C第1口座からの給与振込手続を単独で行う権限も与えられていた。

乙は、本件において、本件第1請求書～本件第4請求書を利用した架空請求をした上で、インターネットバンキングを利用して本件C第1口座から自己の預金口座に振り込む方法により、原告の預金を横領したものであるところ、甲及び丙においては、前記のとおり広範な権限が乙に与えられていることから、その濫用のおそれが高いことについて、容易に認識することができた。

ウ 本件架空器具備品に係る本件第1請求書や支払依頼書は、乙が作成した後、丙を経由して甲に提出され、その決裁を受けたと認められるところ、①これらに記載されていた器具備品（本件架空器具備品）は架空のものであった上に、金額は1627万0800円と高額であり（平成26年4月期末の元帳残高（1536万7771円）は工具器具備品全体額（1821万8094円）の約84%に相当する。）、②本件第1請求書については、乙が架空請求に用いていた本件第2請求書と同じ体裁であって、C社の正規の請求書（乙27（資料1））と書式等の体裁が大きく異なるものであったから、甲や丙は、本件第1請求書を確認するなどすれば、①及び②の点について疑問を抱いて乙等に質問するなどして、本件第1架空減価償却費計上を認識、予想することができた。

エ 本件架空器具備品の金額は1627万0800円と高額であり、平成26年4月期の工具器具備品の元帳残高は、平成24年4月期及び平成25年4月期のその4.9倍以上となっていたのであるから、甲や丙は、元帳における「工具器具備品」の金額や原告の貸借対照表（以下「貸借対照表」という。）における「工具器具備品」の金額を確認すれば、当該金額が極めて不自然であること及び乙が架空の仕入れを計上していることを容易に認識することができた。

オ 以上のとおり、甲や丙は、濫用のおそれが大きい権限を乙に委ねていることを容易に認識し得たのであるから、乙の業務遂行に対する監督をより一層注意して行うべき立場にあったところ（前記イ）、本件第1架空減価償却費計上を認識、予想することができたということができ（前記ウ、エ）、これを認識、予想していれば、その是正をすることで、過少申告を防止することができたということが出来る。

したがって、本件第1架空減価償却費計上は、原告の行為と同視することができる。

（原告の主張の要旨）

ア 従業員による隠蔽仮装行為を納税者によるものと同視することができるか否かは、①納税者の従業員が専ら自己の利益のみを図って隠蔽仮装行為をしたか、②当該従業員の納税者の内部における地位がどのようなものであったか等によって、異なり得るものであるところ、納税者が法人である場合、その経営に参画していた役員、一定の重要な経

営上の権限を与えられていた従業員等による隠蔽仮装行為であれば、当該行為が専ら当該法人以外の者の利益を図るために行われ、その代表者が当該行為を知らなくとも、当該行為を法人の行為と同視して重加算税を賦課するものであり、このことは、経理担当者についても妥当する。

イ そこで、乙の原告における地位についてみると、乙が原告の経理担当者として従事した業務は、①リース代金の売上計上及びリース商品の仕入れの資産計上、②経費等の支払依頼、③仕訳業務、④確定申告書の提出業務（会計ソフトのデータを税理士に交付して決算処理を依頼し、税理士が行った処理に基づき確定申告書を作成して税務署に提出する。）という、いずれも経理処理の基本業務であるか単純作業であり、乙が、原告の経営に参画する地位にある者とはいえないことは明らかである。

ウ 前記イの点を措くとしても、次のとおり、本件架空器具備品計上及び本件第1架空減価償却費計上は、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲が、本件架空器具備品計上及びこれに基づく本件第1架空減価償却費計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった。

(ア) すなわち、Bグループは年商約200億円の事業規模を有し、しかも、平成26年4月期における原告のリース売上は、B社による高額医療機械であるI（Jロボット）の販売及びこれに伴うリース契約額の増額により、19億3113万7000円と平成25年4月期の2倍以上に増加するなどしたのであるから、本件架空器具備品計上に係る約1600万円は、前記額に比して高額ということではできず、これを前提とする本件第1架空減価償却費計上を発見、阻止することは容易ではなかつた。

(イ) また、本件第1請求書は、C社が立替経費の請求に用いる請求書（甲5）と同じ書式であったから、甲が、日々多数の請求書等を決裁する中で、本件第1請求書を偽造であると判別することは容易ではなかつた。

(2) 争点2（本件第2架空減価償却費計上及び本件各売上過少計上を原告の行為と同視することができるか否か）

（被告の主張の要旨）

ア 本件第2架空減価償却費計上

前記（1）（被告の主張の要旨）オのとおり、甲や丙は、平成26年4月期において、乙が本件架空器具備品に係る減価償却費を計上しようとしていることや、現に計上していることを認識・予想することができ、本件第1架空減価償却費計上を防止していれば、平成27年4月期において本件第2架空減価償却費計上ができることはなかつたことは明らかである。

また、前記同エのとおり、平成26年4月期の工具器具備品の元帳の残高は、前年及び前々年の4.9倍以上となっているところ、平成27年4月期のそれは、平成26年4月期の更に約1.4倍となっていたのであるから、甲や丙は、元帳における「工具器具備品」の金額や貸借対照表における「工具器具備品」の金額を確認すれば、乙が架空の仕入れを計上した上、本件第2架空減価償却費計上ができることを容易に認識、予想することができた。

イ 本件各売上過少計上

(ア) 本件各売上過少計上により生じた差額を移動させるために作成された本件第2請求

書～本件第4請求書や支払依頼書は、乙が作成した後、丙に提出され、その後、丙から甲に提出されて決裁を受けているところ、①これらの請求書は、いずれも偽造のものであった上、これらに記載されていた品名は架空のものであり、金額も4353万5232円又は3841万3440円と高額で、②本件第2請求書～本件第4請求書（いずれも体裁は同じであると推認される。）は、C社の正規の請求書（乙27（資料1））と書式等の体裁とは大きく異なるものであったから、甲や丙は、本件第2請求書～本件第4請求書を確認するなどすれば、①及び②の点について疑問を抱いて乙等に質問するなどして、本件架空売上過少計上を認識、予想することができた。

（イ）また、本件各売上過少計上がされた結果、元帳の「普通預金」勘定と本件原告第2口座の金額は、平成26年5月20日以降、不一致が見られるようになるとともに、元帳の「普通預金」（本件原告第2口座に係るもの）勘定をみると、平成26年6月27日以降、複数期間にわたって元帳残高がマイナスとなっていたのであるから、甲や丙は、これらを確認、照合をすることで、乙が本件各売上過少計上をしていることを容易に認識、予想することができた。

ウ 前記（1）（被告の主張の要旨）イのとおり、甲や丙は、濫用のおそれが大きい権限を乙に委ねていることを容易に認識し得たのであるから、乙の業務遂行に対する監督をより一層注意して行うべき立場にあったところ、甲や丙は、乙による平成27年4月期における本件第2架空減価償却費計上や本件各売上過少計上をいずれも認識、予想することができ（前記ア、イ）、これを認識、予想していれば、その是正をすることで、過少申告を防止することができたといえることができる。

したがって、本件各売上過少計上及び本件第2架空減価償却費計上は、原告の行為と同視することができる。

（原告の主張の要旨）

ア 乙が原告の経理担当者として従事した業務が、いずれも経理処理の基本業務であるか単純作業であり、乙が、原告の経営に参画する地位にある者とはいえないことが明らかであることは前記（1）（原告の主張の要旨）イのとおりであり、乙の平成27年4月期の隠蔽仮装行為（本件各売上過少計上及び本件第2架空減価償却費計上に係るもの）を、原告によるものと同視することはできない。

イ 本件第2架空減価償却費計上

本件第2架空減価償却費計上は、本件第1架空減価償却費計上と同様、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲が、本件架空器具備品計上及びこれに基づく本件第2架空減価償却費計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった。

ウ 本件各売上過少計上

次のとおり、乙の本件各売上過少計上は、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲が、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった。

（ア）すなわち、①本件各売上過少計上された平成27年4月期におけるリース売上は、24億3746万3000円と平成26年4月期の19億3113万7000円から更に増加するなどしていたのであり、甲が本件第2請求書～本件第4請求書に係る取引が



真実行われたものであるかについて、正確に調査することは不可能であること、②平成27年4月期末は、原告がC社から直接又はB社を経由して仕入れていたリース用の超低温フリーザーをK（品名）からL（同）に順次切り替えていた時期であり、超低温フリーザーの仕入れに係る本件第2請求書～本件第4請求書に記載の額が不当に高額であるとはいえないこと、③本件第2請求書～本件第4請求書は、C社が経費等の請求の際に用いる請求書（甲5）と同様の書式であることからすれば、甲が、本件第2請求書～本件第4請求書の決裁を契機として、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった。

（イ）また、本件各売上過少計上が始まった平成26年5月20日以降、元帳と預金口座の額に不一致が生じているものの、①本件第2請求書～本件第4請求書に基づく振込送金の結果、同年12月25日以降、前記不一致は解消されたこと、②乙は平成25年頃には脳梗塞を発症しており、甲は、乙が作成した月次試算表や元帳の仕訳作業等において生じている入力間違いや処理漏れは乙の脳梗塞によるものと理解し、期末には前記不一致が解消されたことから、正しい処理に修正されたものと理解していたのであって、甲が、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 判断枠組み

国税通則法68条1項は、過少申告をした納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し又は仮装し、その隠蔽し又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課することとしている。この重加算税の制度は、納税者が過少申告をするにつき隠蔽又は仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を課すことによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。同項は、「納税者が（中略）隠ぺいし、又は仮装し」と規定し、隠蔽し、又は仮装する行為（隠蔽仮装行為）の主体を納税者としているのであって、本来的には、納税者自身による隠蔽仮装行為の防止を企図したものと解される。しかし、納税者以外の者が隠蔽仮装行為を行った場合であっても、それが納税者本人の行為と同視することができるときには、形式的にそれが納税者自身の行為でないというだけで重加算税の課税が許されないとすると、重加算税制度の趣旨及び目的を没却することになる（最高裁平成18年判決参照）。

そして、納税者である法人において、その従業員が隠蔽仮装行為をし、その隠蔽仮装行為をしたところに基づき過少申告がされた場合であっても、当該法人は、雇用契約等に基づき、当該従業員に対して業務全般について広く指揮監督を行う権限を有することに鑑みれば、当該法人において、当該従業員に対する指揮監督を通じ、当該従業員の隠蔽仮装行為を認識し、又は認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたにもかかわらず、当該法人において、これを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたときには、当該隠蔽仮装行為を納税者本人たる当該法人の行為と同視することができ、当該法人に対して重加算税を課することができるのと解するのが相当である。

#### 2 認定事実

前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告における経理業務の体制等

原告には固有の社員がおらず、乙及び丙を含め、B社の社員等が原告の業務に従事し（前記前提事実1（1）ア）、丙が原告の経理部門の責任者であり、乙は、経理部門において丙の下で経理業務に従事していた。（甲7、8、弁論の全趣旨）

(2) 乙の原告における業務の内容等

乙は、原告において、平成19年5月頃～平成27年5月頃の間、次の経理業務に従事していた。（甲7、8、乙3、12～15）

ア 経費等の支払依頼書の作成

乙が、契約先から送付された請求書等の書類を基に、原告の代表者である甲宛ての支払依頼書を作成した上、丙に対し、請求書及び支払依頼書等を提出する。丙は、これらを確認して銀行所定の様式の振込依頼書を記載し、甲に対し、請求書及び支払依頼書を添付した上で振込依頼書の決裁を求め、甲の決裁を得た後、他の経理担当者に対し、甲の決裁を得た振込依頼書を用いて銀行における振込手続を行わせる。

イ 元帳の記帳

乙は、業務部門が作成した請求書控えや仕入れに係る支払請求書又は経費の証憑類等に基づき、会計ソフトを用いて元帳に日々の取引を入力して、会計データを作成するとともに、月次試算表を作成し、甲に提出していた。

ウ 確定申告手続

乙は、前記イの会計データを顧問税理士に提供し、原告の法人税等の確定申告書の作成を依頼し、作成された確定申告書を税務署長に提出することにより、確定申告をしていた。

(3) C社作成の原告宛て請求書の書式等

C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式は、「日付」欄、「伝票番号」欄、「商品コード／型式／商品名」欄、「数量」欄、「単価」欄、「金額」欄等から構成される。（乙27）

(4) 本件第1請求書～本件第4請求書の書式等

ア 本件第1請求書～本件第4請求書の書式

本件第1請求書～本件第4請求書の書式は、「品名」欄、「数量」欄、「単価」欄、「金額」欄等から構成されるが、「日付」欄、「伝票番号」欄等は存しない（ただし、本件第1請求書、本件第3請求書及び本件第4請求書は現存しない。）。（争いのない事実）

イ 本件第2請求書（乙12（資料25）、27（資料2））の記載内容等本件第2請求書の「品名」欄のうち1行目には「超低温フリーザー G」、「数量」欄には「17」、「金額」欄には4031万0400円との記載があり、「品名」欄のうち2行目には「消費税」、「金額」欄には322万4832円との記載がある。

(5) 元帳等の記帳内容等

ア 貸借対照表中の「工具器具備品」勘定の金額（甲3、乙17、21、28）

(ア) 平成24年4月期末 215万2388円

(イ) 平成25年4月期末 368万5984円

(ウ) 平成26年4月期末 1821万8094円

なお、前記金額には、本件架空器具備品の期末簿価1536万7771円（当該取得

価額1627万0800円から本件第1架空減価償却費計上に係る減価償却費90万3029円を控除した額)が含まれる。

(エ) 平成27年4月期末 2567万5128円

なお、前記金額には、本件架空器具備品の期末簿価1025万0304円(前記(ウ)の期末簿価から本件第2架空減価償却費計上に係る減価償却費511万7467円を控除した額)が含まれる。

イ 元帳の本件原告第2口座に係る「普通預金」勘定の記帳内容等

①元帳の本件原告第2口座に係る「普通預金」勘定の「残高」と本件原告第2口座の実際の口座残高は、平成26年5月15日まで一致していたが、本件各売上過少計上の結果、同日より後、不一致が生じ、また、②元帳の本件原告第2口座に係る「普通預金」勘定の「残高」は、同年6月27日～同年7月22日、同年10月6日～同年11月19日及び同年12月5日～同月21日の間並びに同月25日、マイナスとなった。

そして、③本件各売上過少計上の結果、平成26年中の元帳の本件原告第2口座に係る「普通預金」勘定の「税区分 借方金額」と本件原告第2口座への実際の振込額(預金通帳(乙29)の「お預り金額」とは、次のとおり食い違った。

	前記「税区分 借方金額」	前記実際の振込額
5月20日	1億1101万5973円	1億3117万1173円
6月20日	1億0312万6078円	1億2982万5790円
7月23日	1億0867万1390円	1億2882万6590円
8月20日	1億0471万9116円	1億2250万3116円
9月24日	1億0896万9558円	1億2675万3558円
10月22日	1億0789万6145円	1億2568万0145円

(以上につき、乙29、30、弁論の全趣旨)

3 争点1(本件第1架空減価償却費計上を原告の行為と同視することができるか否か)について

(1) 検討

ア (ア)前記前提事実(2)並びに前記認定事実(1)及び(2)のとおり、乙は、原告において、経費等の支払依頼書の作成、元帳の記帳、確定申告手続等の業務を任せられるとともに、C社においては、総勘定元帳の記帳、給与・賞与の振込等の経理業務に従事していたのであるから、(イ)原告の代表者である甲は、乙が、(a)原告がC社から備品を購入した旨の取引を装い、C社から原告宛ての架空請求書たる本件第1請求書を作成し、事情を知らない丙及び甲をして振込の決裁等をさせ、架空の備品を元帳の「工具器具備品」勘定に計上した上、当該備品に係る架空の減価償却費を計上する(本件第1架空減価償却費計上)という隠蔽仮装行為を行うとともに、(b)自らがC社において経理業務を担当するなどC社の実状を把握している地位にあること等を利用して、C社に振り込まれた前記架空請求に係る代金を領得するという一連の行為(以下「本件第1隠蔽仮装・領得行為」という。)を実行し得ることについて、容易に予見することが可能であったというべきである。そうであるにもかかわらず、甲は、(ウ)請求書及び支払依頼書の内容を確認した上で振込依頼書の決裁を行う際、Bグループに属するC社から原告宛てに発行された請求書等については、請求書や支払内容を注意深く見ることすらな

かった（乙13）というのであるから、（エ）乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われないうに指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行使することなく、乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものといわざるを得ない。

イ そして、前記認定事実（5）アによれば、①本件架空器具備品の平成26年4月期末の簿価は1536万7771円であり、同期末の元帳及び貸借対照表における「工具器具備品」勘定の金額1821万8094円の約84%を占めるとともに、②平成26年4月期末の同金額は、平成24年4月期末の同金額215万2388円の約8.5倍、平成25年4月期末の同金額368万5984円の約4.9倍に急増していたということができ、平成26年4月期末の元帳及び貸借対照表における「工具器具備品」勘定の金額が過去2年と比べて相当高額であって、不自然なものになっていたということができる。

ウ さらに、本件架空器具備品計上の根拠となる本件第1請求書の書式についてみると、前記認定事実（3）及び（4）アによれば、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なり、「日付」欄、「伝票番号」欄等がないこと等が認められ、一見して、書式が異なるものであることは明らかであった。

エ 前記ア～ウによれば、原告の代表者である甲は、（a）乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われないうに指揮監督の権限を行使すべきところ、これを行使することなく、乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したのであるが（前記ア）、（b）仮に、[1]振込依頼書の決裁等の際に、決裁のために添付された本件第1請求書（乙により作成された架空請求書）の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていけば、その書式はC社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なるものであること（前記ウ）を容易に認識することができたし、[2]乙から月次試算表の提出を受けた時点、平成26年4月期に係る確定申告をする時点等において、「工具器具備品」勘定の金額が記帳された元帳や貸借対照表等の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていけば、平成26年4月期末の「工具器具備品」勘定の金額が過去2年と比べて相当高額であって、不自然なものになっていること（前記イ）を容易に認識することもできたことは明らかであって、（c）これらの認識を踏まえて、本件第1隠蔽仮装・領得行為の一環として行われた本件架空器具備品計上及びこれに基づく隠蔽仮装行為たる本件第1架空減価償却費計上を容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたというべきである。そうであるにもかかわらず、原告において、これを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたのであるから、本件第1架空減価償却費計上は、納税者本人たる原告の行為と同視することができるものと解される。

## （2）原告の主張に対する判断

原告は、本件架空器具備品計上及び本件第1架空減価償却費計上は、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲が、本件架空器具備品計上及びこれに基づく本件第1架空減価償却費計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であったとして、次の2点（ア及びイ）を主張するので、検討する。

ア 原告は、Bグループは年商約200億円の事業規模を有し、しかも、平成26年4月

期における原告のリース売上はB社による高額医療機械であるI（Jロボット）の販売及びこれに伴うリース契約額の増額により、19億3113万7000円と平成25年4月期の2倍以上に増加するなどしたのであるから、本件架空器具備品計上に係る約1600万円は、前記額に比して高額ということはできず、これを前提とする本件第1架空減価償却費計上を発見、阻止することは容易ではなかった旨主張する。

しかしながら、前記（1）イのとおり、元帳及び貸借対照表においては、本件架空器具備品計上は平成26年4月期末の「工具器具備品」勘定にされており、その額が平成24年4月期及び平成25年4月期の同勘定の額と比較して相当高額であって不自然なものになっており、このことは、「工具器具備品」勘定の金額が記帳された元帳や貸借対照表等の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていれば、容易に認識することができたことは明らかである。そして、原告の主張する原告を含むBグループの年商や、同勘定に計上されないリース売上が多額であること等の事情が、前記認定説示を左右するものということとはできない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

イ また、原告は、本件第1請求書は、C社が立替経費の請求に用いる請求書（甲5）と同じ書式であったから、甲が、日々多数の請求書等を決裁する中で、本件第1請求書を偽造であると判別することは容易ではなかった旨主張する。

しかしながら、東税務署の財務事務官作成の調査報告書（乙27）によれば、原告の経理担当者（乙同様、B社から原告に派遣されている者であると推認される。）が、本件第2請求書（乙12（資料25）、27（資料2））は、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式と異なるものであるなどと申述していること、他方で、原告が指摘する前記請求書（甲5）は、C社からB社に宛てたものであって、原告宛てのものではないことに鑑みると、本件第1請求書（現存しないものの、その書式は、本件第2請求書と同一である。）の書式は、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式と異なるものであるというべきであるから、原告の前記主張は、その前提を誤るものである。

また、原告が主張するように、甲が日々多数の請求書等を決裁する必要があったとしても、甲が、他の従業員に指示するなどして、決裁文書の添付資料の真否、正確性等を担保する体制を構築することは十分可能であったというべきであり、結局は、甲において、乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われないように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行使することなく、乙により本件第1隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものとわざるを得ない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

### （3）小括

以上によれば、本件第1架空減価償却費計上を原告の行為と同視することができ、これを前提としてされた本件各賦課決定処分のうち平成26年4月期に係る部分は、適法である。

4 争点2（本件第2架空減価償却費計上及び本件各売上過少計上を原告の行為と同視することができるか否か）について

#### （1）本件第2架空減価償却費計上について

## ア 検討

前記認定事実（５）アによれば、①本件架空器具備品の平成２７年４月期末の簿価は１０２５万０３０４円であり、同期末の元帳及び貸借対照表における「工具器具備品」勘定の金額２５６７万５１２８円の約４０％を占めるとともに、②平成２７年４月期末の同金額は、平成２６年４月期末の同金額１８２１万８０９４円よりさらに増大しており、平成２４年４月期末及び平成２５年４月期末の同各金額から急増していたということができ、平成２７年４月期末の元帳及び貸借対照表における「工具器具備品」勘定の金額が平成２４年４月期末及び平成２５年４月期末と比べて相当高額であって、不自然なものになっていたとすることができる。このことに加えて、前記３（１）で説示した諸点を併せ鑑みれば、原告の代表者である甲は、（ａ）乙により本件第１隠蔽仮装・領得行為が行われぬように指揮監督の権限を行使すべきところ、これを行使することなく、乙により本件第１隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したのであるが、（ｂ）仮に、〔１〕振込依頼書の決裁等の際に、決裁のために添付された本件第１請求書（乙により作成された架空請求書）の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていれば、その書式はＣ社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なるものであることを容易に認識することができたし、〔２〕乙から月次試算表の提出を受けた時点、平成２７年４月期に係る確定申告をする時点等において、「工具器具備品」勘定の金額が記帳された元帳や貸借対照表等の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていれば、前記のとおり平成２７年４月期末の「工具器具備品」勘定の金額が過去２年と比べて相当高額であって、不自然なものになっていることを容易に認識することもできたことは明らかであって、（ｃ）これらの認識を踏まえて、本件第１隠蔽仮装・領得行為の一環として行われた本件架空器具備品計上及びこれに基づく隠蔽仮装行為たる本件第１架空減価償却費計上を容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたというべきである。そうであるにもかかわらず、原告において、これを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたのであるから、本件第１架空減価償却費計上は、納税者本人たる原告の行為と同視することができるものと解される。

## イ 原告の主張に対する判断

原告は、本件第２架空減価償却費計上は、本件第１架空減価償却費計上と同様、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲が、本件架空器具備品計上及びこれに基づく本件第２架空減価償却費計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった旨主張する。

しかしながら、甲が本件第１架空減価償却費計上を阻止することが困難であった旨の原告の前記主張を採用することができないことは、前記３（２）で説示したとおりであり、同説示に照らせば、本件架空器具備品計上及びこれに基づく本件第２架空減価償却費計上を阻止することも困難であった旨の原告の前記主張を採用することができないことも、明らかである。

## （２）本件各売上過少計上について

### ア 検討

（ア）（Ａ）前記前提事実（２）並びに前記認定事実（１）及び（２）のとおり、乙は、原

告において、経費等の支払依頼書の作成、元帳の記帳、確定申告手続等の業務を任せられるとともに、C社においては、総勘定元帳の記帳、給与・賞与の振込等の経理業務に従事していたのであるから、(B)原告の代表者である甲は、乙が、(a)後記(b)の領得行為の発覚を防ぐなどの目的で、本件原告第2口座に振り込まれたリース売上高の一部を元帳に記帳しないにおいて(本件各売上過少計上。隠蔽仮装行為。前記前提事実(4)イ(イ)、(ウ))、(b)原告がC社から備品を購入した旨の取引を装い、C社から原告宛ての架空請求書たる本件第2請求書～本件第4請求書(本件各売上過少計上に対応する金額のもの)を作成し、事情を知らない丙及び甲をして振込の決裁等をさせる(同(ア))とともに、自らがC社において経理業務を担当するなどC社の実状を把握している地位にあること等を利用して、C社に振り込まれた前記架空請求に係る代金を領得する(同(ア)、同(5))という一連の行為(以下「本件第2隠蔽仮装・領得行為」という。)を実行し得ることについて、容易に予見することが可能であったというべきである。そうであるにもかかわらず、甲は、(C)請求書及び支払依頼書の内容を確認した上で振込依頼書の決裁を行う際、Bグループに属するC社から原告宛てに発行された請求書等については、請求書や支払内容を注意深く見ることすらなく(乙13)、また、本件原告第2口座に振り込まれたリース売上高と元帳への記帳内容との照合すらしていないことがうかがわれるのであるから、(D)乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われぬように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行使することなく、乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものとわざるを得ない。

- (イ) 前記認定事実(5)イのとおり、①元帳の本件原告第2口座に係る「普通預金」勘定の「残高」と本件原告第2口座の実際の口座残高は、平成26年5月15日まで一致していたが、本件各売上過少計上の結果、同日より後、不一致が生じ、また、②元帳の本件原告第2口座に係る「普通預金」勘定の「残高」は、同年6月27日～同年7月22日、同年10月6日～同年11月19日及び同年12月5日～同月21日の間並びに同月25日、マイナスとなった。そして、③本件各売上過少計上の結果、平成26年中の元帳の本件原告第2口座に係る「普通預金」勘定の「税区分 借方金額」と本件原告第2口座への実際の振込額(預金通帳(乙29)の「お預り金額」とは、食い違った。
- (ウ) また、本件各売上過少計上に関連する本件第2請求書～本件第4請求書の書式についてみると、前記認定事実(3)及び(4)によれば、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なり、「日付」欄、「伝票番号」欄等がないこと等が認められ、一見して、書式が異なるものであることは明らかであった。
- (エ) 前記(ア)～(ウ)によれば、原告の代表者である甲は、(a)乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われぬように指揮監督の権限を行使すべきところ、これを行使することなく、乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したのであるが(前記(ア))、(b)仮に、[1]振込依頼書の決裁等の際に、決裁のために添付された本件第2請求書～本件第4請求書(乙により作成された架空請求書)の確認を自ら行い、又は他の従業員にさせていれば、その書式はC社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式とは異なるものであること(前記(ウ))を容易に認識することができたし、[2]乙から月次試算表の提出を受けた時点、平成27年4

月期に係る確定申告をする時点等において、元帳の本件原告第2口座に係る「普通預金」勘定の記帳内容と本件原告第2口座の実際の振込み・残高の状況とを照合するなどしていれば、元帳の記帳内容の不自然さ（前記（イ））を容易に認識することもできたことは明らかであって、（c）これらの認識を踏まえて、本件第2隠蔽仮装・領得行為の一環として行われた隠蔽仮装行為たる本件各売上過少計上を容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたというべきである。そうであるにもかかわらず、原告において、これを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたのであるから、本件各売上過少計上は、納税者本人たる原告の行為と同視することができるものと解される。

#### イ 原告の主張に対する判断

原告は、本件各売上過少計上は、原告の財務状況に乗じて巧妙に行われており、甲が、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であったとして、次の2点（ア）及び（イ）を主張するので、検討する。

（ア）原告は、①本件各売上過少計上がされた平成27年4月期におけるリース売上は、24億3746万3000円と平成26年4月期の19億3113万7000円から更に増加するなどしていたのであり、甲が本件第2請求書～本件第4請求書に係る取引が真実行われたものであるかについて、正確に調査することは不可能であること、②平成27年4月期末は、原告がC社から直接又はB社を経由して仕入れていたリース用の超低温フリーザーをK（品名）からL（同）に順次切り替えていた時期であり、超低温フリーザーの仕入れに係る本件第2請求書～本件第4請求書に記載の額が不当に高額であるとはいえないこと、③本件第2請求書～本件第4請求書は、C社が立替経費等の請求の際に用いる請求書（甲5）と同様の書式であることからすれば、甲が、本件第2請求書～本件第4請求書の決裁を契機として、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった旨主張する。

しかしながら、東税務署の財務事務官作成の調査報告書（乙27）によれば、原告の経理担当者（乙同様、B社から原告に派遣されている者であると推認される。）が、本件第2請求書（乙12（資料25）、27（資料2））は、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式と異なるものであるなどと申述していること、他方で、原告が指摘する前記請求書（甲5）は、C社からB社に宛てたものであって、原告宛てのものではないことに鑑みると、本件第2請求書～本件第4請求書（本件第3請求書及び本件第4請求書は現存しないものの、その書式は、本件第2請求書と同一である。）の書式は、C社が一般的に原告に対する機械代の請求に用いていた請求書の書式と異なるものであるというべきであるから、原告の前記③の主張は、その前提を誤るものである。

また、原告が前記①～③のとおり主張する点を考慮しても、甲が、他の従業員に指示するなどして、決裁文書の添付資料の真否、正確性等を確保する体制を構築することは十分可能であったというべきであり、結局は、甲において、乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われないように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行わなかったことなく、乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものとわざるを得ない。



したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

(イ) また、原告は、本件各売上過少計上が始まった平成26年5月20日以降、元帳と預金口座の額に不一致が生じているものの、①本件第2請求書～本件第4請求書に基づく振込送金の結果、同年12月25日以降、前記不一致は解消されたこと、②乙は平成25年頃には脳梗塞を発症しており、甲は、乙が作成した月次試算表や元帳の仕訳作業等において生じている入力間違いや処理漏れは乙の脳梗塞によるものと理解し、期末には前記不一致が解消されたことから、正しい処理に修正されたものと理解していたのであって、甲が、本件各売上過少計上を認識、予想することはできなかつたし、これを阻止することも困難であった旨主張する。

しかしながら、元帳の本件原告第2口座に係る「普通預金」勘定の記帳内容と本件原告第2口座の実際の振込み・残高の状況とを照合するなどして、元帳の適正な記帳を初め会計処理の適正の確保を自ら図る、又は他の従業員に指示してこれを図らしめるべきことは、株式会社たる原告の代表者として当然の責務である。そして、原告が前記のとおり主張する点を考慮しても、甲が、他の従業員に指示するなどして、元帳の適正な記帳を初め会計処理の適正を確保する体制を構築することは十分可能であったというべきであり、結局は、甲において、乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われないうように指揮監督の権限を行使すべきであるところ、これを行使することなく、乙により本件第2隠蔽仮装・領得行為が行われ得る状況を放置したものとわづらざるを得ない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

### (3) 小括

以上によれば、本件第2架空減価償却費計上及び本件各売上過少計上を原告の行為と同視することができ、これを前提としてされた本件各賦課決定処分のうち平成27年4月期に係る部分は、適法である。

## 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 三輪 方大

裁判官 黒田 吉人

裁判官 山崎 岳志

(別紙1)

指定代理人目録

大島 憲太郎、東 正幸、市谷 諭史、川城 明彦、平山 峻次

以上

## 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

## 1 法人税に係る重加算税額

(1) 平成26年4月期 8万0500円

前記金額は、平成26年4月期に係る更正処分により納付すべき法人税額23万円(甲1の1・1枚目(20欄)。別表1の更正処分欄の差引所得に対する法人税額から確定申告欄の差引所得に対する法人税額を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成27年4月期 1039万5000円

前記金額は、平成27年4月期に係る更正処分により納付すべき法人税額2970万円(甲1の2・1枚目(20欄)。別表1の更正処分欄の差引所得に対する法人税額から確定申告欄の差引所得に対する法人税額を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

## 2 復興特別法人税に係る重加算税額

平成26年4月課税事業年度 7000円

前記金額は、平成26年4月課税事業年度に係る更正処分により納付すべき復興特別法人税額2万円(甲1の3・1枚目(12欄)。別表2の更正処分欄の差引復興特別法人税額から確定申告欄の差引復興特別法人税額を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

## 3 消費税等に係る重加算税額

(1) 平成26年4月課税期間 28万3500円

前記金額は、平成26年4月課税期間に係る更正処分により納付すべき消費税等額81万円(甲1の4・1枚目(13+19欄)。別表3の更正処分欄の消費税及び地方消費税の合計税額から確定申告欄の消費税及び地方消費税の合計税額を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成27年4月課税期間 311万8500円

前記金額は、平成27年4月課税期間に係る更正処分により納付すべき消費税等額891万円(甲1の5・1枚目(13+19欄)。別表3の更正処分欄の消費税及び地方消費税の合計税額から確定申告欄の消費税及び地方消費税の合計税額を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

以上

## 課税の経緯（法人税）

【単位：円】

区分 項目		確定申告	更正処分	再調査の請求	再調査の請求決定	審査請求	裁決
平成 26 年 4 月 期	年月日	平成26年6月26日	平成28年6月27日	平成28年9月14日	平成28年12月12日	平成28年12月27日	平成29年12月1日
	所得金額	373,573,499	374,476,568	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	法人税額	94,421,115	94,651,380				
	控除所得税額等	73,909	73,909				
	差引所得に対する 法人税額	94,347,200	94,577,400				
	重加算税の額	—	80,500				
平成 27 年 4 月 期	年月日	平成27年6月29日	平成28年6月27日	平成28年9月14日	平成28年12月12日	平成28年12月27日	平成29年12月1日
	所得金額	657,497,967	773,975,246	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	法人税額	166,821,735	196,523,625				
	控除所得税額等	77,904	77,904				
	差引所得に対する 法人税額	166,743,800	196,445,700				
	重加算税の額	—	10,395,000				

別表2 省略

## 課税の経緯（消費税等）

【単位：円】

区分		確定申告	更正処分	再調査の請求	再調査の請求決定	審査請求	裁決	
項目								
平成26年4月課税期間	年月日	平成26年6月26日	平成28年6月27日	平成28年9月14日	平成28年12月12日	平成28年12月27日	平成29年12月1日	
	消費税	課税標準額	2,035,343,000	2,035,343,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
		消費税額	86,750,617	86,750,617				
		控除対象仕入税額	65,916,617	65,265,785				
		差引税額	20,834,000	21,484,800				
	地方消費税	課税標準となる消費税額	20,834,000	21,484,800				
		譲渡割額	5,358,200	5,520,900				
	消費税及び地方消費税の合計税額	26,192,200	27,005,700					
	重加算税の額	—	283,500					
平成27年4月課税期間	年月日	平成27年6月29日	平成28年6月27日	平成28年9月14日				
	消費税	課税標準額	2,504,810,000	2,616,256,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
		消費税額	101,677,533	108,698,631				
		控除過大調整税額	44,749,720	44,749,720				
		控除対象仕入税額	102,886,812	102,886,812				
		差引税額	43,540,400	50,561,500				
	地方消費税	課税標準となる消費税額	43,540,400	50,561,500				
		譲渡割額	11,853,700	13,748,200				
	消費税及び地方消費税の合計税額	55,394,100	64,309,700					
重加算税の額	—	3,118,500						